

2019年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：憲法（配点：100点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で4ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。

(憲法)

第1問

以下の文章を読んで、あとの設問に答えなさい。

Xは199*年にK市教育委員会にK市立L養護学校の教諭として採用され、同校に201*年まで勤務していた。L養護学校は、従前よりK市内の他の小学校との交流教育を行っており、200*年度においては、200*年10月18日に、K市立I小学校との間で、交流活動の場を紹介する公開授業および両校教諭による研究発表からなる心身障がい児理解推進研究発表会（以下「研究発表会」という）がI小学校で開催された。研究発表会では、午前中に各学年による公開授業が、午後に研究発表会が行われた。このときの第5学年の公開授業は、両校の生徒がI小学校家庭科室において白玉だんごを作るというもので、Xもこれに参加した。Xは、第5学年の公開授業に参加した際、左胸に「戦争を永久に放棄する 日本国憲法第9条」の文字が縦4.5センチメートル、横7.5センチメートル程の大きさで記載され、背中の襟の下に猫のイラスト入りで「せんそうはいやだニャー」と縦4センチメートル、横6.5センチメートル程の大きさで記載されたグレーのポロシャツ（以下「本件ポロシャツ」という）を着用していた。K市教育委員会指導部のH主幹とU本部長は、L養護学校のT校長に対し、Xが本件ポロシャツを着用していることを指摘した。

Xは、同日午前中の公開授業終了後、L養護学校に戻ったところ、T校長から、同日正午頃から午後1時15分頃にかけて数回にわたり、本件ポロシャツは研究発表会にふさわしくない、あるいは本件ポロシャツの字句が政治的主張であるとして別の服装に着替えるように言われたが、そのままの服装でI小学校に向かい、午後の研究発表会会場であるI小学校体育館に入場した。Xが同日午後1時30分頃、体育館内のいすに着席していたところ、T校長は、Xに対し、職務命令であることを明示して、本件ポロシャツを着用して発表することを禁じ（以下「本件職務命令」という）、体育館から出るよう述べたが、Xはステージに向かった。そこでT校長は、Xの前の発表者であるA教諭の発表中、体育館ステージ横で、再度Xに対し本件ポロシャツを着替えるか、あるいは本件ポロシャツの字句が見えないようにほかの職員の上着を羽織

(憲法)

るよう指示したが、Xは応じなかった。A教諭による発表後、Xが登壇しようとしたところ、T校長はXの腕や肩を引くなどして制止し、結局Xの発表は行われなかった。

K市教育委員会は、K市教育委員会事務局学務部のS主幹によるXに対する事情聴取の後、200*年12月24日、Xに対し、「訓告」と題し、「200*年10月18日にI小学校で行われた心身障がい児理解推進研究発表会において、反戦を主張する言葉入りのシャツを着用して出席し、着替えるように校長から再三命じられたにもかかわらず、そのシャツを着用したまま発表の壇上に上がろうとした。このことは、教育公務員としてふさわしくない行為であり、それを注意した校長の命令に従わなかったことは、誠に遺憾である。今後再びかかることのないよう訓告する。」と記載された書面を交付した(以下「本件訓告」という)。Xは、本件職務命令は憲法第13条および憲法第21条で保障されているXの権利を侵害し憲法に違反するものであり、憲法に違反する職務命令に従わなかったことを理由として行われた本件訓告によって精神的苦痛を被ったとして、K市に対して損害賠償請求訴訟を提起することを考えている。

問 Xに対する本件職務命令が憲法第13条および憲法第21条によりXに保障されている権利を侵害し憲法に違反するものであるか否かについて、関連する判例および学説に言及しつつ、検討しなさい。

(配点：60点)

(憲法)

第 2 問

憲法第 42 条は、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。」と定めている。この条文の趣旨について、憲法上の関係規定を適宜参照しながら、参議院の意義および課題に関する憲法論を批評する形で論じなさい。

(配点：40 点)

<出題の趣旨等 2019年度 憲法>

[出題の趣旨]

第1問は、学校行事の一環である研究発表会において反戦を主張する言葉入りのシャツを着用することを禁止する校長の職務命令の合憲性を、憲法13条及び憲法21条の観点から検討することを求めている。

第2問は、二院制（両院制）が採用されている理由について問うている。いずれの問題も、憲法13条・21条および国会に関する基本的な知識と論述能力を試している。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

[配点]

第1問（計60点）

第2問（計40点）

合計100点

[採点基準]

・第1問について

憲法13条および憲法21条のいずれとの関係でも、本問の具体的事例に沿いながら、関連する判例や学説を参照しつつ、被侵害利益の内容・性格と、規制態様の内容・強度を分析した上で、本問に適用されるべき判断枠組みを適切に提示することが求められる。同時に、各自が提示した判断枠組みを本問の具体的事例に適切に適用しつつ、本問における職務命令が合憲といえるか否かに関する各自の見解を説得的に展開することが求められる。

・第2問について

上記の「二院制（両院制）が採用されている理由」について適切に説明する際に、衆議院と参議院の関係に関する憲法上の諸規定の内容について適切に説明することが求められる。また、参議院の意義及び役割に関する議論のみならず、「衆議院のカーボンコピー」と揶揄される状況や「ねじれ国会」現象等に端を発する参議院改革論・同不要論について、自らの立場に基づいて適切に評価することが求められる。

以上